

飯館村民救済申立団ニュース

発行責任者：飯館村民救済申立団 事務局
 福島県伊達市伏黒字一本石41-2 F5-1
 事務局長 佐藤忠義
 HP: <http://kyusaimoushitatedan.jimdo.com/>



11月14日ADRセンターまで行進しながら訴えてきました。

謝罪! 償え!
 かせせふるさと飯館村
 原発被害糾弾 飯館村民救済申立団

11月14日「かせせ飯館村」飯館村民損害賠償等申立(飯館村民ADR集団申立)

11月14日 原子力損害賠償紛争解決センター(東京)に対して申立をしてまいりました。

今現在、飯館村民のうち737世帯 2837名の飯館村民の半数がADR申立を行いました。

【申立事項】

1. 謝罪
2. 初期被ばくの慰謝料請求
3. 避難の長期化など慰謝料の延長と増額
4. 飯館「村民生活破壊」慰謝料
5. 「住居確保に関する賠償」につき、無条件かつ賠償上限額の一括請求



紛争解決センターにて申立書を想いを込めて手渡す申立団と弁護士

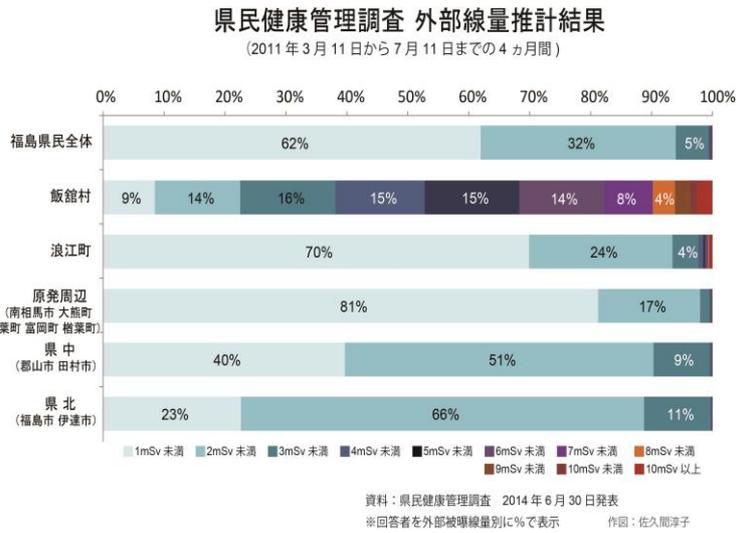
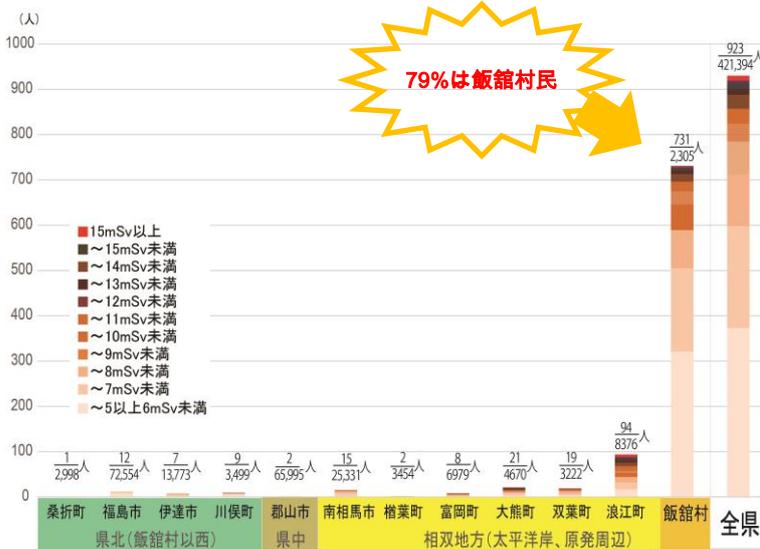
申立の趣旨

- 1 東京電力株式会社(「東京電力」)は、申立人らに対して、福島第一原子力発電所の事故を惹き起こし、放出した放射性物質により福島県相馬郡飯館村を強度に汚染し、飯館村民に甚大な被害を与えたことに対する法的責任を認め、申立人ら及び飯館村民に対して心から謝罪せよ。
- 2 東京電力は、申立人らに対し、放射性物質による被ばくによる健康不安など精神的苦痛を与えた慰謝料。
- 3 東京電力は、申立人らに対し、2011年(平成23年)3月から、避難慰謝料の増額。
- 4 東京電力は、申立人らに対し、飯館村民としての生活を破壊し、精神的苦痛を与えた慰謝料。
- 5 東京電力は、申立人らのうち、「住居確保に関する損害」を提示した者らに対し、既払額を除き、提示した「賠償上限限度額」(但し、申立人のうち、帰還困難区域以外の者については、宅地取得費用は、帰還困難区域と同額とする)までの金員を、条件を付すことなく直ちに支払え。
- 6 東京電力は、申立人らに対し、申立人らが本件申立について支出を余儀なくされた相当な弁護士費用を支払え。

以上の事項につき、和解案の提示を求める。

飯館村民5mSv/h以上の初期被ばくは全県民の8割

※このグラフは、福島県民健康管理調査検討委員会(事務局・福島県立医大)が全県民を対象にして調査している初期被ばく量の結果です。2011年3月11日から4か月間の積算被曝量が5ミリシーベルト以上であると推計された県民の8割が飯館村民だとわかりました。



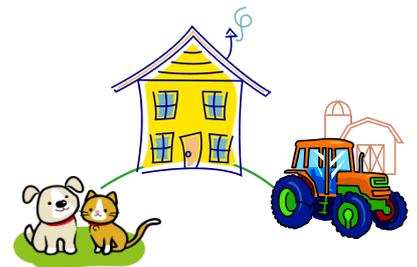
◎今後のスケジュール

●第2次申立

不動産(宅地・田畑・建物)の評価基準を変更し増額を申立。

●第3次申立

- ・その他の資産(家財・農器具等)・各人の個別の賠償申立。
 - ・震災関連死(自死も含める)・ペット喪失慰謝料生命・身体に関わる申立。
- ※ADRだけで解決できない事例は訴訟も検討予定。



【飯館村民救済申立団・弁護団の目指すところ】

- ・村民間に格差のない賠償の実現。
- ・ADRは出来るだけ早期解決を目指す。
- ・ADRで解決できなかった課題やその後に残る問題については、訴訟や立法提案などを行う。
- ・ADR申立と並行して政策要求など飯館村の再建・村民の生活再建に必要なあらゆる活動を行う。

団長のあいさつ

いよいよ飯館村民2837名の方たちが11月14日原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に申立をいたしました。思い起こせば私はずっと今回の原発事故に対しての行政・東電の対応を見て参りましたが、私たちに対しての賠償は個人的な財産に対する最低限度の賠償だけです。

私たちがふるさとを追われ家族が分断され何ヶ所にも分かれての避難、そして果たしていつ帰れるかも分からないような現状です。飯館村は放射能に汚染され2度と事故以前の生活は出来ないのです。そんな中私たちは3年8ヶ月というもの間、国が、県が、村が、東電が何かしてくれるのだらうと期待をして過ごしてまいりましたが結局何も変わりませんでした。

そこで私はこのままでは東電、そして国に潰されるという思いになってきました。村民みんなで怒りの声を上げて飯館村民は怒っているんだという意思表示をしなければならぬと思い、皆様方にお声をかけさせて頂いたところ、なんと村民の半数近くの方々が同意をしてくれました。この声を大事にして、東電、国、県、村を動かす力に行きましょう。一人一人の声は小さいけれどみんなが集まれば大きな声になります。

共に力を合わせて頑張っていきましょう！

団長 長谷川 健一

※いつでも窓口は開けておりますので皆様の申立申込み・相談は出来ますので下記の電話番号へご連絡ください。尚、只今1次申立を終えたばかりなのでこれから追加書類等作成に弁護団も追われていますので対応が遅くなってしまいますが何卒ご了承の程よろしくお願いたします。

飯館村民救済申立団
TEL:080-6054-7674(佐藤)
TEL:090-1932-6188(団長 長谷川)

原発被害糾弾 飯館村民救済申立団